

議案第36号

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>, 682人</u> イ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 消防職員 <u>1, 357人</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>, 380人</u> イ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 消防職員 <u>1, 331人</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。